


# 最上川水系 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

## （最上川、村山野川、寒河江川、須川、馬見ヶ崎川、置賜白川、誕生川、吉野川、鬼面川、天王川）



- 凡例**
- 浸水継続時間
  - 12時間未満
  - 24時間(1日間)未満
  - 72時間(3日間)未満
  - 168時間(1週間)未満
  - 336時間(2週間)未満
  - 県境
  - 市町村境
  - 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川

**1 説明文**

(1) この図は、最上川水系最上川、村山野川、寒河江川、須川、馬見ヶ崎川、置賜白川、誕生川、吉野川、鬼面川及び天王川の洪水予報区域について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示した図面です。

(2) この浸水継続時間は、指定時点の最上川、村山野川、寒河江川、須川、馬見ヶ崎川、置賜白川、誕生川、吉野川、鬼面川及び天王川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により最上川、村山野川、寒河江川、須川、馬見ヶ崎川、置賜白川、誕生川、吉野川、鬼面川及び天王川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

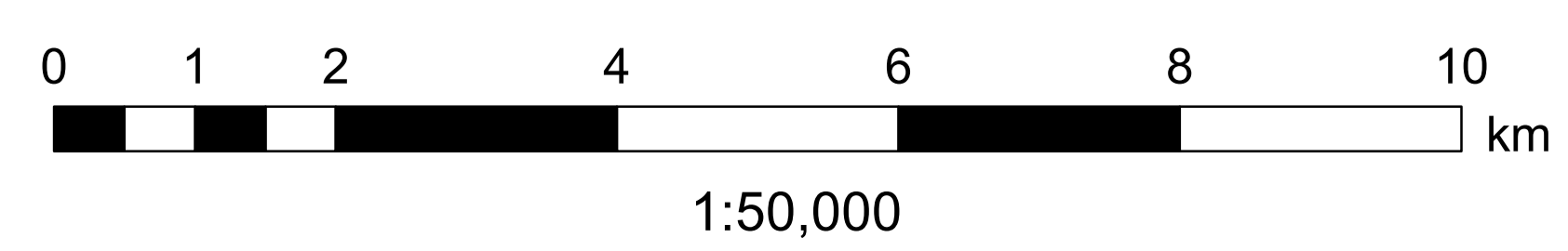
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所  
 (2) 公表年月日 平成29年1月20日  
 (3) 告示番号 国土交通省東北地方整備局告示第13号  
 (4) 根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項  
 (5) 対象となる洪水予報河川

- ・最上川水系最上川（実施区間）  
 左岸：山形県米沢市中田町字堀立川向21番の乙地先から山形県村山市大字田沢字小野原907の65まで  
 右岸：同市大字花沢字八木橋西上3616番地先から同市大字土生田字高橋1515の2まで
- ・最上川水系村山野川（実施区間）  
 左岸：山形県東根市大字野田字タノ戸橋1090番地先から最上川への合流点まで  
 右岸：同市同大字1353番地先から最上川への合流点まで
- ・最上川水系寒河江川（実施区間）  
 左岸：山形県西村山郡河北町大字清延字福原353番地先から最上川への合流点まで  
 右岸：同県寒河江市大字白田字野野27番の2地先から最上川への合流点まで
- ・最上川水系須川（実施区間）  
 左岸：山形県山形市飯塚町字中河原1629番地先から最上川への合流点まで  
 右岸：同市同町字165番地先から最上川への合流点まで
- ・最上川水系馬見ヶ崎川（実施区間）  
 左岸：山形県山形市大字成安字前川原2290番地先から須川への合流点まで  
 右岸：同市同大字同字1693番地先から須川への合流点まで
- ・最上川水系置賜白川（実施区間）  
 左岸：山形県長井市時座字中島川原564番の9地先から最上川への合流点まで  
 右岸：同市大字字下川原一2182番の9地先から最上川への合流点まで
- ・最上川水系誕生川（実施区間）  
 山形県東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端から最上川への合流点まで
- ・最上川水系吉野川（実施区間）  
 山形県南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端から最上川への合流点まで
- ・最上川水系鬼面川（実施区間）  
 左岸：山形県東置賜郡高島町大字上平柳字下在家1937番の14地先から最上川への合流点まで  
 右岸：同町同大字北五百野1954番の9地先から最上川への合流点まで
- ・最上川水系天王川（実施区間）  
 山形県米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端から最上川への合流点まで

(6) 算出の前提となる降雨 最上川流域の2日間総雨量295mm  
 (7) 関係市町村 村山市、東根市、河北町、寒河江市、天童市、大江町、中山町、山辺町、山形市、朝日町、白鷹町、長井市、南陽市、川西町、高島町、米沢市



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平28情複、第930号）」